得るものとする。この場合において、販売事業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6　販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7　販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第二十条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

（法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第六十一条　令第十条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第五十九条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

第六十二条・第六十三条　［略］

（電話勧誘販売における禁止行為）

第六十四条　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　法第十八条第二項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第十八条第一項の規定により交付する書面（法第十九条第三項において準用する場合にあつては同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により又は法第二十条第二項の規定により同条第一項の規定により通知する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

第二十二条の二・第二十二条の三　［同上］

（電話勧誘販売における禁止行為）

第二十三条　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

［条を加える。］